

営繕工事における共同企業体の取扱いについて

(趣旨)

第1条 この取扱いは、静岡市が発注する営繕工事に係る共同企業体の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この取扱いにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。なお、共同企業体の結成方式については、別表のとおりとする。

- (1) 共同企業体 営繕工事における施工候補者選定プロポーザルへの参加及び事業の履行を目的として結成する事業組織体をいう。
- (2) 甲型共同企業体 共同施工方式による共同企業体をいう。
- (3) 乙型共同企業体 分担施工方式、設計・施工方式、共同設計（分担設計方式に限る）・施工方式、設計・共同施工方式又は分担施工方式、共同設計（分担設計方式に限る）・共同施工方式又は分担施工方式による共同企業体をいう。

(結成方法)

第3条 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

- 2 共同企業体を結成するときは、共同企業体協定書（本市が指定する様式に基づき作成した協定書をいう。以下同じ。）により協定を締結するものとする。

(構成員の数)

第4条 甲型共同企業体の構成員の数は、2社又は3社とする。

- 2 乙型共同企業体の構成員の数は2社以上5社以下とする。

(構成)

第5条 共同企業体の構成は、第6条に規定する構成員の要件等を満たすものの組み合わせとする。

(構成員の要件等)

第6条 共同企業体の構成員は、当該プロポーザルの募集要項に規定する参加資格要件を満たすものとする。ただし、参加資格要件における実績要件及び技術者配置要件については、構成員のいずれかが要件を満たしていることとし、その他の構成員については、要件を満たすことを問わない。

2 共同企業体の構成員は、単独企業又は他の共同企業体の構成員として当該プロポーザルに参加することができないものとする。

(構成員の出資比率等)

第7条 甲型共同企業体の各構成員の出資比率は、次に掲げる比率とする。ただし、設計共同施工方式又は共同設計・共同施工方式を採用する場合、甲型共同企業体の各構成員の出資比率は、共同企業体協定書第8条に基づく協定書の分担額をもって算出するものとする。

(1) 2社の場合は、30パーセント以上。

(2) 3社の場合は、20パーセント以上。

2 乙型共同企業体の各構成員の出資は、共同企業体協定書第8条に基づく協定書の分担額とする。ただし、乙型共同企業体を構成する甲型共同企業体に係る出資比率は共同企業体協定書第8条に基づく協定書の分担額に応じて同条第1項第1号又は第2号を適用する。

(代表者の要件)

第8条 共同企業体の代表者は、当該共同企業体の中心的役割を担う履行能力を持ち、出資比率が構成員の中で最大であることとする。

(契約)

第9条 契約書に共同企業体協定書を添付し、構成員全員の記名押印をするものとする。

(契約の保証)

第10条 共同企業体は、本事業に係る契約の締結にあたり、静岡市契約規則（平成15年静岡市規則第47号）第35条に定める保証を付さなければならない。

(共同企業体の存続期間)

第11条 共同企業体存続期間は、特別な理由がある場合を除いて、募集要項に規定する技術提案書を提出した日から、本事業を請負った共同企業体にあつては本事業が完了し、共同事業体の清算が行われるまでとし、その他の共同企業体にあつては本事業に係る契約が締結される日までとする。

(変更の届出)

第12条 共同企業体は、共同企業体協定書その他の提出資料の記載事項に変更があつたときは、速やかに変更の届出をしなければならない。ただし、構成員の出資比率、代表者その他の本事業を履行する上で重大な影響のある事項については、市長が認める場合を除き、変更を認めない。

(共同企業体に対する通知等)

第13条 本工事におけるプロポーザルの審査結果等の通知、委託料の支払等の相手先は、全て

共同企業体の代表者とし、代表者に通知した事項は、他の構成員にも通知したものとみなす。

(その他)

第14条 この取扱いに定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

【別表 共同企業体の結成方式】

	方式名	共同企業体	構成員
1	共同施工方式	甲型共同企業体 (建設 J V) ※ 1	施工会社 A (建築等) ※ 2
			施工会社 B (同上)
2	分担施工方式	乙型共同企業体 (建設 J V) ※ 1	施工会社 A (建築等) ※ 2
			施工会社 C (設備・解体等)
3	設計・施工方式	乙型共同企業体 (設計建設 J V)	設計会社 a
			施工会社 A (建築等) ※ 2
4	共同設計・施工方式	乙型共同企業体 (設計 J V / 建設)	設計会社 a + 設計会社 b (設計 J V)
			施工会社 A (建築等) ※ 2
5	設計・共同施工方式又は 分担施工方式	乙型共同企業体 (設計 / 建設 J V)	設計会社 a
			甲型又は乙型共同企業体 (建設 J V)
6	共同設計・共同施工方式 又は分担施工方式	乙型共同企業体 (設計 J V / 建設 J V)	設計会社 K + 設計会社 L (設計 J V)
			甲型又は乙型共同企業体 (建設 J V)

※ 1 設計業務は一級建築士事務所登録のある施工会社が実施する。

※ 2 主たる施工会社の工種については、対象工事の主な工種となる。

(建築、電気、空調、衛生等)